

○福利厚生運営委員会規程

平成13年8月14日

達第1022号

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、本部に福利厚生運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、福利厚生施設の円滑な運営を図るため必要な事項について審議を行う。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長1人、委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、総務担当理事をもつてこれにあてる。

3 委員は、総務部長、経理部長、庶務課長、人事課長、主計課長、会計課長、東京支所総務課長、庶務課長補佐、主計課長補佐及び関係部署担当係長をもつてあてる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員会の定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部庶務課が担当する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年8月14日から施行する。

(関連内規の廃止)

2 福利厚生運営委員会内規（昭和47年11月14日決裁）は、廃止する。